

第4章 巻末資料

4-1. 伊豆の国市かわまちづくり協議会の開催概要

「伊豆の国市かわまちづくり協議会」等の開催概要

	開催回数	開催日	協議内容
協議会	第1回	平成31年2月1日	・整備メニュー・利活用の方向性、維持管理の方向性について
	第2回	令和元年5月20日	・目標設定、整備・利活用メニュー（案）の内容について
	第3回	令和元年10月2日	・整備・管理・利活用主体の内容について
	第4回	令和元年12月20日	・かわまちづくり計画内容確認・承認 ・今後の取組について
作業部会	第1回	令和元年6月27日 令和元年7月25日	・具体整備メニューについて ・周辺アクセス改善について
	第2回	令和元年8月22日	・整備・管理・利活用主体について
	第3回	令和元年11月19日	・年間を通じた利活用プログラム（案）

4-2. 伊豆の国市かわまちづくり協議会規約

(設置)

第1条 狩野川の河川空間とまちの空間の融合を図り、各種イベントとの連携や回遊性を視野に、市民をはじめ観光客の憩いの場として利活用の促進と、市民や関係団体等と協働し良好な環境を創造していくことを検討するため、伊豆の国市かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、狩野川における水辺空間整備の実現、活用施策、維持管理やその周辺機能との連携及びその他必要な事項について検討する。

(組織構成)

第3条 協議会は、別表の協議会委員（以下「委員」という）をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年、または、協議会の目的が達成されるまでの期間とする。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。
2 会長は互選により選出するものとする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し議長となる。
2 会議は、会長が必要と認めた者をオブザーバーやアドバイザーとして参画させることができる。
3 会議の運営を円滑に進めるために必要とされる場合には、部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、伊豆の国市都市計画課に設置する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月1日から施行する。

4-3. 伊豆の国市かわまちづくり協議会委員名簿

協議会委員

委員区分	氏名	所属	役職
関係団体	鈴木 敦司	神島区	神島区長
	田口 友次	狩野川漁業協同組合	組合長
	中野 篤	道の駅「伊豆のへそ」	駅長
	土屋 龍太郎	(株)大仁まごころ市場	社長
	大沢 秀光	伊豆の国市商工会	会長
	稲村 浩宣	伊豆の国市観光協会	会長
行政機関	増井 明弘	伊豆の国市都市計画審議会	会長
	西島 功	伊豆の国市都市整備部	部長
	天野 正人	伊豆の国市	まちづくり政策監
	加納 啓司	国土交通省沼津河川国道事務所	副所長

オブザーバー

区分	氏名	所属	役職
行政機関	百瀬 尚至	静岡県沼津土木事務所 企画検査課	課長

区分	氏名	所属	役職
事務局	大澤 努	伊豆の国市都市整備部都市計画課	課長
	鈴木 重隆		副参事兼係長
	大縄橋 佑太		主任主事
	石井 哲朗		主任主事
	飯嶋 有年	国土交通省沼津河川国道事務所河川管理課	課長
	土屋 郁夫	国土交通省沼津河川国道事務所調査課	課長
	黒田 雅司	国土交通省沼津河川国道事務所 伊豆長岡出張所	所長